

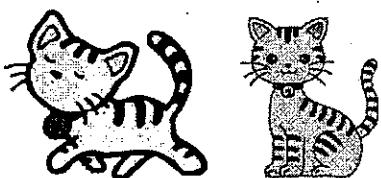
「茨城県動物の愛護及び管理に関する条例」が改正されました。

# 猫は屋内で飼いましょう！



屋外は猫にとって危険がいっぱいです。また、糞尿やいたずらなどで近隣とのトラブルになることもあります。このような危険やトラブルを避けるために、**猫は屋内で飼いましょう。**

## 屋外には危険がいっぱいです！



交通事故・感染症  
猫同士のケンカによるケガ  
迷子・虐待

●快適に室内で過ごさせてあげるために…

### 飼い主さんができる準備

#### ●トイレ

一日一回以上掃除して清潔に保ち、猫の数より一つ多めに用意するといいでしよう。

#### ●つめとぎ

猫はつめをといで、マーキングやストレス発散をする習性があります。

家具や柱でつめをとがないように、専用のつめとぎを用意してあげましょう。

#### ●遊具

猫は上下運動を好みます。猫用のキャットタワーを用意したり、家具を階段状に配置したりして、高いところに昇り降りできるようにしましょう。

#### ●くつろげる場所

猫は狭いところが大好きです。体がすっぽり入る程度のハウスにタオルなどを敷きます。リラックスできる場所を作ってあげましょう。

#### ●隠れる場所

猫は本来臆病な動物です。何かに驚いた時に猫が逃げ込めるスペースを用意しましょう。

#### ●所有の明示

万が一、逸走した場合や緊急災害時のために、名札、マイクロチップ等の飼い主の明示をしましょう。

#### ●低カロリーの食事

運動量の減少や、不妊去勢手術による代謝の変化からの肥満を予防します。

茨城県保健福祉部生活衛生課

お問い合わせ先：茨城県動物指導センター

〒309-1606 茨城県笠間市日沢47

電話 0296-72-1200 H25.12作成